

# 第27回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 平成30年7月2日(月) 午後1時30分～午後4時35分

2、開催場所 鹿島市新世紀センター 2階 会議室

3、出席委員 10名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

## 5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 7番 中村正信 委員 8番 松浦秋行 委員

②第2 報告第 69号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

報告第 70号 農振法第13条の規定による農用地利用計画の変更について

報告第 71号 農用地利用集積計画(所有権移転)許可の取消願いについて

議案第 127号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 128号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 129号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 130号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定  
により定める農用地利用配分計画(案)について

議案第 131号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画について

報告第 72号 農地等形状変更届出について

## 6、農業委員会事務局職員

役職	氏名
事務局長	田中 宏幸
主査	星野 晃希
書記	眞崎亜希子
農地利用最適化推進委員	橋口 浩

## ◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠	
1	池田 好春	○	
2	小池 正人	○	
3	巨瀬 茂行	○	
4	山口 辰郎	○	
5	山口 和子	○	
6	佐藤 瞳	○	
7	中村 正信	○	
8	松浦 秋行	○	
9	織田 博吉	○	
10	中尾 誠士郎	○	
計	10人		

## ◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
	なし	

## 7. 会議の概要

事務局	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、只今から第27回農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番池田委員から10番中尾委員まで点呼をし、全員の出席を確認。)次に議事録署名人を指名いたします。7番中村委員と8番松浦委員にお願いいたします。審議に入れます前に、議事進行について4点ほどいつもの注意をいたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関するのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれを禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力をお願いします。尚、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、注意してください。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願いします。では、慣例により会長に議長をお願いします。
会長	先日の臨時総会はお疲れさまでした。それでは早速、審議に入れます。本日の議題は議案5件と報告4件です。順番が前後しますが、農協からトレーニングファームの担当者がお見えですので、議案第127号の5番から審議をしたいと思います。まず、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号5の説明をいたしますが、説明前に資料の訂正をお願いいたします。総会議案・説明資料の7頁の一番上に議案第127号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認と記載がありますが、所有権移転の部分を賃貸借権設定と書き換えてください。すみません。よろしくお願ひいたします。 位置図は5頁を併せてご覧ください。土地の所在地は大字○○字○○○○番地の一部でございます。登記地目・現況地目共に田となってています。登記面積は1筆で○○平米ですが、申請部分は西側部分の○○平米です。借受人は○○○○○○○○です。貸出人は○○区の○○○○さん○○歳、会社員の方です。転用の目的は農業用施設になっております。施設の概要は事務所2棟が154.80平米、25台分の駐車場が312.50平米、通路その他が1,025.23平米です。農地区分は1種農地です。周囲の状況ですが、東は水路、西と北は市道、南は水路になっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議ありで条件はなしとなっています。番号5の説明は以上です。
議長	引き続き、トレーニングファームの概要などを農協から説明をお願いします。
農協担当職員	どうも失礼いたします。大変お世話になっております。○○○○の○○地区○○部を担当しています○○と申します。日頃から鹿島管内の皆様方には農業振興ではお世話になつてることをお礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。今年度トマトの新規就農者の育成施設になりますけれども、トレーニングファームの設置を決めさせていただいております。これにつきましては佐賀県のトレーニングファーム提起新事業という事業を活用させていただきまして、進めさせていただいているところです。先程場所につきましては、ご案内ありましたように北鹿島の方の○○になります。ハウスの施設の建設については

	建設検討委員会という組織をJA内部に関係者で設置しまして、建物については責任を持って作り上げて、完工させていくというところでございますし、研修生の運営につきましてはトレーニングファーム運営協議会を設置いたしまして、関係者である管内の3市3町の農林関係の課長さん並びに普及所、県など関係機関の方で協議会を設置しています。研修につきましては協議会のご指導の下進めていくことになっております。トマトのトレーニングファームにつきましては現在研修生の募集を行いまして、2棟ハウスを建てるようにしておりますが、現在〇〇名の方を入校生として、先月の29日に入校式を終えたところでございます。あと施設のハウスの設置につきましても、同日に入札を行いまして業者の選定をさせていただいたところでございます。来月9日に安全祈願祭をいたしまして、ハウス2棟を設けまして10月中旬辺りで完工をみたいなというところで事業を進めさせていただいている。現在の研修生につきましては、〇〇町からの〇〇〇〇ですが、みどり地区管内のトマト施設の営農者の方のところで研修を進めさせていただいている。研修内容につきましては2年間無償となっています。1年目につきましては土作りから基礎的な研修、苗の育成・定植、収穫という内容でお願いしております。2年目につきましては、翌年の独立経営を目指した模擬経営というところで実際に自分のハウスでの実演に向けた研修となっております。研修終了後は管内に定住してもらい、ハウスでのトマトの栽培をしてもらう決まりごとになっています。管内の農地で研修生が独立されることになりましたら、皆様方に農地の相談をさせていただきたいと思いますので今後ともよろしくお願ひいたします。
議長	はい。ありがとうございました。では、ここで担当委員の現地調査報告をお願いいたします。
4番委員	場所は北鹿島の〇〇〇〇の道を隔てて南側になります。そこにハウス2棟と事務所を建てるということですが、地域の意見としては特に問題なしということでした。また、後継者育成という観点からも賛成の意見ですので、審議をよろしくお願ひいたします。
議長	はい。ありがとうございました。それでは質疑に入ります。只今の説明に対して質問・意見はありませんか。8番委員どうぞ。
8番委員	20年前に建てた育苗センターの利用がされていない状態で、この施設も二の舞になるのではないかという懸念があります。研修生がいない場合はどうなるのでしょうか。
農協担当職員	育苗センターにつきましては〇〇〇〇の管轄ではありますが、〇〇部も無関係ではありませんので、少し触れさせていただきたいと思います。トレーニングファームにつきましては、〇〇部会からの要望が強かったということでございます。研修を募集しながら建設を進めることになりますが、研修生が定員の2名に満たなかったときには、〇〇部会で施設の草刈等の管理を行うことになっています。佐賀県にも農業振興策の一つとしてお願いしております。現状の育苗センターの取り扱いにつきましては、皆様方にご心配をおかけしておりますが、そのようにならないように勤めて参りたいと考えております。よろしくお願ひいたします。
議長	9番委員、何かありますか。
9番委員 (JA理事)	8番委員さんが心配されているのは、育苗センターも要望で作られたという経緯があるのに、今回も要望があったから作りますという言い方は違うのではと言っておられるのだと思います。この周辺地区はトマト農家も多いことから、後継者育成と共に農業振興のために建設しますと説明しないと拙いと思います。 ここはカントリーの直ぐ横で、米麦を中心に農業経営をされている農家が多いのですが、耕作を止めたいと言っておられる農家の田んぼに建てるように検討して欲しいとあっていましたが、その点は伝わっていましたか。
農協担当職員	そのことについてはお聞きしていましたけれども、佐賀県への申請の締め切りがありまして、時間的な余裕が無かったので十分な検討は出来ていません。場所につきましては、〇〇部会の部会員からの紹介で決めさせてもらっています。

9番委員 (JA 理事)	担当の4番委員さんにお尋ねしますが、今回の申請人は4人となっていますが、実際に営農されているのは4人のうち、何人さんですか。
4番委員	実際に耕作されているのは、4人のうち2人です。
議長	5番委員、質問ですか。どうぞ。
5番委員	今回研修生が2年間ここで勉強されて研修を終えられてから、また次の研修生の募集は2年後にあるのですか。
農協担当職員	計画では研修生の募集は毎年行います。研修期間は2年としています。キューリのトレーニングファームを武雄市で開設していますが、3棟の施設で4名受入れをすることもあります。研修ハウス1棟に2名入ることも可能になっています。2年目につきましては自立することを目標にしますから、自分が持てるハウスに近い状態のハウスで研修することも考えています。部会員さんの下での研修です。これについては研修生の意思を尊重していきたいと思っています。研修生募集の案内についてもこのことを伝えながら行っているところです。
議長	確かに育苗センターの二の舞にだけはならないようにして欲しいと思います。育苗センターも地元と協議をして、無理して鹿島市農協が押し込んだのですが、現状を見れば大変な状況です。トマトは将来性のある品種と見込んで研修施設を建てられるのでしょうから、ずっと研修生が入ってきて途切れることの無いようにしてください。
農協担当職員	はい。ありがとうございます。
議長 (農協職員、退出)	他に質問はありませんか。 それでは、質問も無いようですので、採決したいと思います。 5番について、許可することに賛成の方は举手をお願いいたします。
	(全員举手)
議長	賛成全員により、5番は許可相当として県へ送付いたします。
議長	それでは、本来の順番に戻って審議を続けます。報告第69号「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」を議題といたします。本件については一括して審議をいたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の1頁と2頁をご覧ください。報告第69号農地法第18条第6項の規定による解約報告についてですが、記載のとおり番号1から13までの13件となっています。合計18筆で面積が17,987平米となっています。内訳は田が7筆の11,111平米、畑は11筆で6,876平米でございます。解約事由は双方合意による借人変更のためが6件で、農地法第3条申請のためが2件で、農地法第5条申請のためが3件で、農地中間管理事業への再設定のためが2件となっております。以上で報告第69号の説明を終わりります。
議長	只今の説明について質問・意見はありませんか。5番委員どうぞ。
5番委員	6~10番の解約についてのお尋ねですが、これらの案件の借受人の方はミカンを大きく栽培されていたはずですが、借人変更と記載があります。他の方が借りられるのですか。
事務局	借受人の方が今回法人を立ち上げられます。個人での利用権設定を解約され、法人で再度借受けされるようになっています。中間管理事業を活用されるようです。
議長	よろしいでしょうか。 他にありませんか。無いようですので、これで報告第69号を終わります。
	次に報告第70号「農振法第13条の規定による農用地利用計画の変更について」を議題といたします。農林水産課農政係より説明をお願いいたします。
農林水産課 農政係	皆さん、お疲れさまです。お手許の資料3頁をご覧ください。今回は鹿島市農業振興地域整備計画のうち、農地利用計画の軽微な変更として5件の申請があつてありますので、ご報

告申し上げます。1番から4番の報告案件ですが、場所は〇〇字〇〇で地番が〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の4筆で、合計面積が〇〇平米となっています。変更目的は農業研修施設となっていまして、トマトのトレーニングファームの用地となります。申請人はそれぞれ所有者であられます〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の4人です。この件に関しましては区長・生産組合長・担当農業委員の方々と隣接農業者の方より関係者の同意として確認をいただいているところです。なお、圃場は県営土地改良事業(北鹿島地区)が施されており、第1種農地の取扱となっています。また、農地多面的支払交付金の対象農地にもなっていますので、確約書の提出をいただいているところです。申請地につきましては、今年度建設を予定されております農業研修施設トマトレーニングファームの用地として、鹿島市管内における施設トマトの集散地になります北鹿島地区のご意見から当該施設を申請地に建設する計画になりまして、必要な面積の用途区分の変更を行ふものでございます。続きまして番号5です。場所は〇〇地区〇〇字〇〇乙〇〇番地〇、畠、〇〇平米です。変更目的が農業用倉庫の建設です。申請人は所有者であられます〇〇〇〇氏です。この件に関しましても地元の区長・生産組合長・担当農業委員の方々と隣接農業者の方より関係者の同意として確認をいただいているところです。こちらは2種農地になりますが、農地多面的支払交付金の対象農地でありまして、また中山間地域等直接払交付金の対象農地にもなっております。この件に関しましても確約書の提出をいただいているところでございます。申請の理由につきましては、現在宅地内に作られています既存の農業用倉庫が手狭になられたために、申請地に新たに建設する計画となり必要な面積の用途区分の変更を行われるものであります。内容についての説明は以上です。

なお、6月14日付の鹿島市公告第21号で公告。6月21日付で佐賀県へ報告し、同日付で申請人の方々へ通知を行っています。以上で報告を終わらせていただきます。

議長	只今の説明につきまして、質問はありませんか。 私からよろしいでしょうか。研修センターのハウスも施設ハウスと同様に農振地から除外しないといけないのですか。
農林水産課 農政係	今回は農振除外ではなく、農地から農業研修施設への用途区分の変更になります。
議長	用途区分の変更をしなければならない基準を教えてください。これまでもトマトのハウスが建ってきましたが、こんな場合には変更を行う必要がありますと教えて欲しいのですが。
農林水産課 農政係	あくまでも今回の施設は研修用ですから、農産物の生産を目的とはしていませんので、農地では無くなりますから、用途の変更を行う必要があります。
議長	そういうふうに考えるのですね。 他にありませんか。無いようですので、これで報告第70号を終わります。
	次に報告第71号「農用地利用集積計画(所有権移転)許可の取消願いについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の4頁をご覧ください。本件につきましては、去る今年5月2日の定例総会の議案第118号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」の中でご承認をいただいていましたが、その後に農地を譲り受ける予定であった者から取下げるとの申し出あったための案件でございます。許可を受けていた土地の所在は〇〇字〇〇乙〇〇番地〇他4筆で地目は全て畠でした。合計面積は〇〇平米です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さんで、譲受人は佐賀県農業公社となっていました。説明は以上です
議長	只今の説明について、質問はありませんか。5番委員どうぞ。
5番委員	取下げの理由を教えてください。
事務局	これはあっせんでの案件でありました。買い手の家族の方があっせん委員会の後で、怪我をされたために労働力が不足するので、一旦無かったことにして欲しいという申出がありましたので、佐賀県農業公社と話をして取下げをしております。只今農地の所有権は農業

	公社に移っていますが、また売り手さんに戻すようになります。
議長	あっせんを行ったという事実は残りますか。
事務局	はい。あっせんの事実は残ります。
議長	他にありませんか。無いようですので、報告第71号を終わります。
	議案第127号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の5頁をお開きください。位置図の1頁も併せてご覧ください。番号1につきまして説明いたします。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇及び〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目2筆共に田で、登記面積は〇〇平メートルと〇〇平メートルです。借受人は〇〇市〇〇町の〇〇〇〇さん〇〇歳、会社員の方です。貸出人は〇〇区の〇〇〇〇さん〇〇歳、会社員の方です。転用の目的は一般住宅で、施設の概要は居宅1棟104.75平メートル、2台分の駐車場30平メートル、通路その他400.25平メートルとなっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東がため池、西は宅地、南は畑、北は畑ですが宅地の造成中となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議書ありで条件はなしとなっています。1番の説明は以上です。
議長	私が担当委員ですから、調査報告をいたします。申請地は西堤の直ぐ西側になります。借受人は貸出人の次男になります。この次男は〇〇市に住んでいて〇〇市で勤められているのですが、せっかく自分の家の土地があるのだからと言って、〇〇市に家を建てようとしていたのを止めさせて、鹿島市に誘致しました。この畑は私が貸出人から借りて耕作をしていました。そこに親子間で使用貸借権を設定して、家を建てられます。場所的には隣接は宅地化が進んでいます。位置図の申請地西側には畑が残っていますが、いずれは宅地化させると思っています。調査報告は以上です。
	(議長、関係者のため退室)
副会長 (議長)	議長は申請人と親戚ということで退席されましたので、代りに進行します。質疑ありませんか。5番委員どうぞ。
5番委員	今回申請の進入路は何処からですか。
事務局	位置図で説明します。申請地の北側に一本東西に走る道がありますが、そこから堤に沿って道があり、それを進入路として使用されます。
5番委員	その道の所有権はどうなっていますか。
事務局	不動産業者の所有となっていますが、この後貸出人に所有権が移ります。
副会長 (議長)	他に質疑はありませんか。無いようですので、採決します。1番に賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
副会長 (議長)	賛成全員により、1番は許可相当として処理させていただきます。
	(議長、再入室)
議長	慎重な審議、ありがとうございました。 それでは2番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料は同じく6頁になります。位置図は2頁をお開きください。土地の所在地は〇〇字〇〇甲〇〇番地と同じく甲〇〇番地及び同じく甲〇〇番地〇の3筆でございます。登記地目・現況地目は全て田です。登記面積は〇〇平メートルと〇〇平メートルと〇〇平メートルで、合計〇〇平メートルとなります。譲受人は〇〇市〇〇町の〇〇〇〇さん〇〇歳、農業の方です。譲渡人はお二人で〇〇区の〇〇〇〇さん〇〇歳教員の方と同じく〇〇〇〇さん〇〇歳無職の方です。転用の目的は共同住宅で、施設の概

	要は共同住宅2棟587.61平米、39台分の駐車場487.50平米、通路その他が1,140.89平米となっています。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東は道路と宅地、西は道路、南は宅地と田、北は水路になっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議ありで条件はなしとなっています。道路法24条工事と水路形状変更及び付替え申請がされています。番号2の説明は以上です
議長	はい。それでは、ここで担当委員の調査報告をお願いします。
7番委員	現地は〇〇〇学校の北側になります。位置図の斜線が引いてある部分が申請地ですが、西側の細くなっている部分が進入路となります。その南側に田が残りますが、そこへの用水路は市道に沿って(進入路を横断)、暗渠を設置するそうです。また、進入路の北側にも水路に近い溝があるので、これも残して欲しいという地元からの要望もあり、水路として整備するそうです。後のことば特段問題無いと思いますので、よろしくお願ひいたします。
議長	はい。ありがとうございました。それでは質疑に入ります。只今の説明について質問・意見はありませんか。9番委員。
9番委員	譲受人の方は職業が農業となっていますが、転用目的は共同住宅です。農業のほかにも何かされているのであれば、事務局はそこの説明をしてください。
7番委員	自分が立会いをした方は、大東建託の設計の人でした。譲受人の方が大東建託の関係者なかどうかは分かりません。
事務局	譲受人の方は佐賀市の方でもアパート経営をされているそうです。
9番委員	申請地の東側は農地が残ります。本来は田んぼだと思いますが、見た目では畑でした。無断で畑にしているのではないかですか。東側の農地は今後田として利用されるときの取水はどうされるのでしょうか。
7番委員	おっしゃるとおり東側の農地は田です。最近は減反対象の田んぼになっていますが、用水としましては申請地の北側に水路があり、これから取水口を作ることが出来ます。
議長	先日の現地確認調査で、私達も申請地の北東の角を確認しました。そこからの取水は難しいと思いました。北側の水路は十分水が流れていますが、間に嵩上げした畑があつたので田んぼに水が行かないと思いました。南側にも市道に沿って蓋付きの水路がありますが、水は流れているのでしょうか。
7番委員	そこにも浜川から取り入れた水が流れていますので、十分な水があります。 現地立会いをこの地区の農地利用最適化推進委員の方と行いました。推進委員の方がおっしゃるには申請地の東に小さな畑があり、隣に小屋があるのですがこの間に以前水の取入れをしていたところがあります。今はもう壊れていますが、これを復活させれば水は入ると言われました。
議長	その小口は確認しました。以前はそこから水を入れられていたのですね。壊れていたので、何かなどと思っていました。
9番委員	米の有る無しに拘らず、これを機会に減反の対象農地なのか、畑として利用していくのか、明確な土地の利用について決めていた方が今後のために良いと思います。
議長	遊休農地のようになってきていますので、この後も確認をしていかなければいけないと思っていた。余談ですが、こら辺りには埋蔵文化財も出ているようです。 5番委員、どうぞ。
5番委員	アパートからの生活排水は何処に出されるのですか。
事務局	合併浄化槽が進入路の奥に設置されますが、そこから北へ排水されます。そこには新設された付替水路があり、その先には東に流れる水路と合流します。
議長	その東に流れている水路は底張りがされていません。水路の掃除がし易いように底張りコンクリートをするとか、U字溝を入れるとかした方が良いのではないでしょうか。 このことは申請者に対して要求はできますか。
事務局	はい。農業委員会からの要望として伝えます。
議長	備考欄に水路形状変更・付替と記載がありますが、付替は説明で分かりましたが、変更

	はどういうことでしょうか。
事務局	申請地の中央を東西に分断するような水路があります。位置図には点線で描かれていますが、これが少し曲がっていますので、直線にして作り直されます。
議長	その水路の水は田んぼに垂れ流しですか。水路が二本できるのですか。釈然としませんね。変更するという水路の水はどうなるのかを確認してください。
事務局	はい。確認します。
議長	他に新たな質問はありませんか。 どうしましょうか。採決を見送りませようか。
9番委員	このままでは転用後が本当に心配されます。隣接耕作者の同意も取られているのですか。
事務局	間に里道があるために取られていません。
議長	1メートルも無いような里道ですので、無いも同じです。同意は取っておいた方が良いと思います。
事務局	水路の排水先と隣接耕作者のことは確認させてください。
議長	この2番の案件については、一旦保留とします。  3番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号3の説明をいたします。総会議案・説明資料は同じく6頁、位置図は3頁をご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇甲〇〇番地〇及び同じく甲〇〇番地〇でございます。登記地目は田と畠ですが、現況地目は共に樹園地となっています。登記面積は〇〇平米と〇〇平米です。譲受人は〇〇市〇〇町の〇〇〇〇さん〇〇歳、私立校教員の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん〇〇歳、無職の方と〇〇区の〇〇〇〇さん〇〇歳、農業の方です。転用の目的は露天資材置場で、施設の概要は可動式現場ハウス2棟の30平米と車両4台分の駐車スペース85平米、資材80平米と通路その他593平米が計画されています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と南は河川、西は道路、北は道路と水路となっています。関係部署との協議書ありで条件はなしとなっています。説明は以上です。
議長	担当委員の調査報告をお願いいたします。
7番委員	場所は〇〇〇〇の〇〇〇〇から約100メートル〇〇方面へ登った所になります。登記地目は田と畠で、現況地目は樹園地となっていますが、ずっと以前に高められています。野面の大きな石を積んでおり、耕作はされていませんでした。申請人は教員ですが、〇〇〇〇の娘だと思います。現地確認は社長ら二人としました。資材置場や工事用の車両を置きたいということです。東側に河川がありますので、そこに石が落ちないようにという要望を地元からされています。以上です。
議長	只今の説明について質問・ご意見はありませんか。8番委員。
8番委員	何故、譲受人は〇〇〇〇でなく、娘の名前にしてあるのですか。
事務局	譲受人は〇〇〇〇の役員となっていて、会社に貸し付ける形を取られるようです。将来のことを見越しての申請のようです。
議長	申請地は荒廃農地になっていますか。
事務局	はい。荒廃農地です。
議長	今回2筆の転用申請ですが、この2つの間に三角形の土地があります。ここも恐らく農地だと思いますが、隣接耕作の同意は取られていますか。
事務局	ここも荒廃なので、同意は取られていません。この筆は26頁に記載がありますが、農地の形状変更届出がされています。周囲が高められますので、同様に高めて管理を〇〇〇〇に頼まれます。
議長	申請地の東側の河川の隣に遊休の田んぼがありましたが、そこにはどのようにして行くの

	ですか。位置図に描いてある橋は申請地を高めたら、使えなくなるのではないですか。 それと申請地とその周辺の道・水路や橋の位置関係と利用がよく分からないので、事務局はそこを確認してください。
事務局	はい。それでは〇〇〇〇に境界等を確認し、整理したうえで再度申請してもらいます。
議長	それでは、この案件につきましては保留といたします。 4番の説明をお願いします。
事務局	番号4の説明をいたします。総会議案・説明資料は同じく6頁、位置図の4頁も併せてご覧ください。土地の所在地は〇〇字〇〇甲〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は〇〇平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇で不動産業者です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん55歳、パートの方です。転用の目的は太陽光発電装置になっております。施設の概要は太陽光発電装置244枚で402.60平米、通路その他501.40平米です。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが東は田で、西は雑種地、南は道路、北は里道と畠になっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議ありで条件はなしとなっています。番号4の説明は以上です。
議長	担当委員の調査報告をお願いします。
7番委員	現場は〇〇号〇〇と〇〇〇〇の交差点の信号機の北側になります。申請地の西側とその道を挟んだ西側には既に太陽光発電のパネルが設置しております。今回また太陽光発電のパネル設置の申請となっています。譲受人の〇〇〇〇は〇〇不動産の関連会社です。経済産業省の許可を取るには、別の名称にしなければならなかつたそうです。報告は以上です。
議長	それでは只今の説明について、質問・ご意見をお伺いします。9番委員。
9番委員	この辺は太陽光発電装置の申請が続いているが、農地を守るという農業委員会の立場からは歯止めをかけなくてはいけないのではないかでしょうか。
7番委員	申請地は元々3反くらいの農地で3筆に分筆されました。条件の良い所から太陽光発電の申請をされていますが、残りの筆は東に傾斜していて発電の効率が悪いようです。ですから申請をするかどうか検討しているとのことでした。
議長	他に質問はありませんか。無いようでしたら、採決したいと思います。4番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、4番は許可相当として、県へ送ります。 長くなりましたが、ここで5分程度休憩を入れます。
	(休憩)
議長	それでは再開します。議案第128号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の8頁をお開きください。位置図は6頁も併せてご覧ください。番号1につきまして説明いたします。土地の所在地は〇〇字〇〇甲〇〇番地〇でございます。登記地目は畠ですが、現況地目は村落地区となっています。登記面積〇〇平米です。〇〇〇〇番地の〇〇平米の宅地が同時申請されまして、合計面積が〇〇平米になります。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん〇〇歳、漁業の方です。転用の目的は一般住宅で、施設の概要は居宅1棟96平米、2台分の駐車場25平米、通路その他237.75平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東が水路と宅地、西と南と北は宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議書ありで条件はなしとなっていますが、始末書が提出されております。1番の説明は以上です。
議長	では、ここで担当農業委員の調査報告をお願いします。

7番委員	所在地が〇〇〇〇となっていますが、実際は字が〇〇だそうです。現地は〇〇にあります。位置図の申請地と書かれた所には作業小屋がありまして、地目が畠になっています。同時利用地になっている所に現在の居宅が建っています。申請人の方は作業小屋と居宅の位置を入れ替えたいとのことでした。計画・調査をする段階で裏が農地だったので、始末書を提出し、畠を転用したいとのことです。以上です。
議長	はい。ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問はありませんか。 (ありませんという声あり。) 質問も無いようですので、採決していと思います。1番について、許可することに賛成の方は举手をお願いします。
	(全員举手)
議長	はい。ありがとうございました。賛成全員により、1番は許可相当として県へ送ります。
事務局	議案第129号「農地法第3条の規定によるのうち農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
議長	総会議案・説明資料の9頁をお開きください。位置図の7頁も併せてご覧ください。番号1について説明いたします。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目及び現況地目は田となっています。登記面積は〇〇平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん〇〇歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん〇〇歳、農業の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつてあるところでございます。番号1の説明は以上です
議長	質問・意見がある方は举手をお願いします。ありませんね。それでは1番について許可することに賛成の方は举手をお願いします。
	(全員举手)
議長	賛成全員により、1番は許可することにいたします。
	それでは次に2番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2について説明いたします。総会議案説明資料は同じく9頁、位置図は8頁をお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇丙〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は〇〇平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん〇〇歳、自営業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん〇〇歳、農業の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と相手方の要望となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつてあるところでございます。番号2の説明は以上です。
議長	只今の説明について意見はありませんか。5番委員どうぞ。
5番委員	譲受人の職業は自営業となっていますが、この農地は譲受人が所有されている農地の隣接ですか。
事務局	はい。隣接です。
1番委員 (担当委員)	この農地はわのうになっています。譲受人の農地が広くて、譲渡人の農地はここに書かれている〇〇平米です。小さいほうの農地からあず等のゴミも寄ってくるので、譲受人が買いたいという意向です。
5番委員	譲受人の方は自営業となっていますが、農業をされているのですよね。
1番委員 (担当委員)	農業者年金の経営移譲で親から農地を受けられています。
議長	他にありませんか。

	(ありませんという声あり。) 質問も無いようですので、採決したいと思います。それでは2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。賛成全員により、2番は許可することにいたします。
	3番の説明をお願いします。
事務局	番号3について説明いたします。総会議案説明資料は同じく9頁、位置図も9頁をお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇戊〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は2,202平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん〇〇歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん〇〇歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がっているところでございます。番号3の説明は以上です。
議長	質問はありませんか。9番委員。
9番委員	参考までにお聞きします。取引価格はいくらでしょうか。
事務局	1反当たり〇〇万円です。
議長	他に質問はありませんか。質問も無いようですので、採決したいと思います。3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、3番は許可することにいたします。
	それでは次に4番について説明をお願いします。
事務局	番号4について説明いたします。総会議案説明資料は同じく9頁、位置図は10頁をお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇乙〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は97平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん〇〇歳、農業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん〇〇歳、農業の方です。譲受及び譲渡理由は交換によるとなっていました、次の5番と関係しています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がっているところでございます。番号4の説明は以上です。
議長	次に関係していますので、5番の説明もお願いします。
事務局	番号5について説明いたします。総会議案説明資料は同じく9頁、位置図も10頁を覗ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇乙〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は〇〇平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん〇〇歳、農業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん〇〇歳、農業の方です。譲受及び譲渡理由は交換によるとなっていました、前の4番との関連です。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がっているところでございます。番号5の説明は以上です。
議長	4番と5番は同時に進めていきたいと思います。質問、ございませんか。3番委員どうぞ。
3番委員	4番の譲受人と5番の譲渡人の名前が違いますが、親子ですか。
1番委員 (担当委員)	そうです。親子です。
議長	買い手が息子で、売り手が父親ですね。2番委員。
2番委員	交換にしては面積が違うようですが、大丈夫ですか。

1番委員 (担当委員)	以前、違うところで交換をしていたそうで、そのときも面積の釣合いが悪かったそうで、その清算も今回行うとのことでした。
議長	<p>よろしいでしょうか。 (はいと言う声あり。)</p> <p>他に質問は無いでしょうか。無いようですので、4番と5番の採決をしたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長	はい。賛成全員により、4番と5番は許可することにいたします。
事務局	<p>次に議案第130号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)について」を議題といたします。この案件につきましては、一括して審議をいたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>総会議案・説明資料は10頁と11頁をご覧ください。一括して説明をします。これについては総会議案・説明資料の25頁にも記載しておりますが、農地中間管理機構との貸借となる物件となります。</p> <p>整理番号1については、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇で、地目は田です。面積は〇〇平米です。農地の所有者は世間区の〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>続いて整理番号2、権利の設定を受ける者は1番と同じく〇〇区の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は田で、面積は〇〇平米となっています。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>整理番号3、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地と大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は2筆共に田で、面積は〇〇平米と〇〇平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>整理番号4、権利の設定を受ける者は3番と同じく〇〇区の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地と大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は2筆共に田で、面積はそれぞれ〇〇平米と〇〇平米となっています。農地の所有者は3番と同じく〇〇区の〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>整理番号5、権利の設定を受ける者は同じく〇〇区の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇、大字〇〇字〇〇〇〇番地、大字〇〇字〇〇〇〇番地〇及び大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は4筆共に田で、面積はそれぞれ〇〇平米、〇〇平米、〇〇平米、〇〇平米となっています。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。</p> <p>整理番号6、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇甲〇〇番地、同じく字〇〇甲〇〇番地〇及び同じく〇〇〇〇番地〇です。地目は3筆共に田で、面積はそれぞれ〇〇平米、〇〇平米、〇〇平米となっています。農地の所有者は〇〇市の〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>整理番号7、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。土地の所在地は大字〇〇字〇〇乙〇〇番地〇及び字〇〇丙〇〇番地〇です。地目は2筆共に畑で、面積はそれぞれ〇〇平米、〇〇平米となっています。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなっています。</p> <p>設定する権利は1番から6番までが賃貸借権設定になります。契約期間は1・2・6番が平成30年8月1日から平成35年7月31までの5年間で、3・4・5番は平成30年8月1日から平成40年7月31までの10年間で、7番だけは平成30年7月1日から平成38年11月30までの8年4ヶ月となっています。</p> <p>説明は以上です</p>

議長	只今の説明について、ご意見をお伺いします。3番委員。
3番委員	7番は権利の設定を受ける者と農地の所有者が同じですが、中間管理事業はこういうことが出来るのですか。中間管理所業を使うメリットがあるのですか。
事務局	ミカン園の再整備を行う補助金を受けることが出来るようです。
議長	他に無いでしょうか。無いようですので、一括して採決します。議案第130号について、賛成の方は举手をお願いします。
	(全員挙手)
	賛成全員により、議案第130号は決定することにいたします。
議長	議案第131号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。この案件につきましても一括して審議をいたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第131号農業経営基盤強化推進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを農地中間管理機構との貸借を含めた分までについて説明いたします。総会議案・説明資料は12頁から25頁までとなります。説明する前に資料への語句の追加をお願いいたします。備考欄に認定農業者という記載が漏れています。16頁の20番・18頁の21番・19頁の22番・21頁の29番・23頁の37番の備考欄に記入をお願いいたします。また、22頁の33番と34番、23頁の39番と40番の備考欄に期間借地の記載をお願いいたします。</p> <p>それでは説明いたします。この案件につきましては1議案の52件であります、利用権設定されているのが44件で、そのうち更新が25件で、新規が19件です。あっせんが1件、農地中間管理機構との貸借が7件となっています。利用権を設定している44件のうち、使用貸借権が21件で、賃貸借権が23件です。賃貸借23件のうち、現金扱いが16件で、物納扱いが7件です。契約期間については、30年が16件、19年8ヶ月が1件、19年2ヶ月が1件、15年が4件、10年が4件、9年10ヶ月が1件、5年が10件、3年6ヶ月が2件、3年が4件、2年が1件となっています。ほかにあっせんが1件と農地中間管理機構との貸借が7件となっています。</p> <p>使用貸借権が設定されている案件について個別に若干説明いたします。1番・4番・10番・11番・12番・13番・14番・17番・19番・20番・21番・22番・23番・24番・25番・30番・32番・35番・38番の19件は農業者年金の更新のためです。13番と14番の契約期間が中途半端になっているのは、他の農地と期間を合わせるためです。16番は5月の総会でミカン畠4筆を30,000円で賃貸借権を設定する際にこの筆まで申請するのを忘れていたところで、今回申請されています。そのために契約期間が変則となっています。31番は以前から使用貸借で契約され、今回更新です。説明は以上です。</p>
議長	只今の説明について、質問はありませんか。7番委員どうぞ。
7番委員	33番、34番、39番、40番の期間借地も賃借料は決められているのですか。
1番委員 (担当委員)	期間借地の場合はどうなのか知りませんが、この地区でタマネギ等の作付けで借りるときは反当り1万円となっているようです。借り手の方は市内でも一番タマネギを作られていると思います。
議長	他に無いでしょうか。質問も無いようですので、一括して採決したいと思います。議案第131号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、議案第131号は決定することにいたします。
	次に報告第72号「農地等形状変更届出について」を議題といたします。1番は5条転用

	の3番に関連しています。これを保留としていますので、農地等の形状変更届出についても保留します。2番の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料は25頁。位置図は12頁を併せてご覧ください。番号2番について説明いたします。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。地目は田で、面積は〇〇平メートルです。周囲の状況ですが、東と北は道路、西は田、南は水路となっています。届出人は〇〇区の〇〇〇〇さんです。形狀変更の事由及び変更後の利用目的ですが、農業用ハウスを建て直すにあたり、排水が良くなるように農地を高めるとなっています。備考欄に記載のとおり、ここは農振農用地となっています。地元との協議はされていまして、条件はなしとなっています。説明は以上です
議長	2番についての説明でございました。ここで担当委員の調査報告をお願いします。
9番委員	申請地は〇〇区になります。現在、菊を作られているのですが、圃場面が低く排水が悪いので、これを水路の土手の高さくらいまで高めたいということです。50センチ程度の高さになります。現場を確認しましたが、特段問題は無いかと思いますので、よろしくお願ひいたします。
議長	はい。ありがとうございました。現地はハウスの解体が終わっています。これから作り土を剥ぐって、新規の土を入れた上に剥ぐった作り土を広げて、ハウスを建てられます。 質問はありませんか。ありませんか。 (はいと言う声あり。) それでは、採決します。2番に賛成される方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。賛成全員により、2番は承認することにいたします。
	ここで、5条案件の議案第127号の2番を一旦保留していましたが、設計・施工業者の大東建託からお見えですので、説明をしてもらいます。
業者	(申請の図面を委員へ配布される。)今回申請地に10世帯の共同住宅を2棟建てるようになります。生活排水については合併浄化槽を設置し、北へ流れる水路を付替えてそれに流します。また、雨水についても集水して付替え水路に流します。双方ともに北への付替え水路から東へ流れる既設の水路へ流します。共同住宅は盛土を50センチ程度しますので、付替え水路が既設の水路と合流するときは、既設の水路を壊すことなく上から落とすようになります。1箇所に集水して流すことと既設の水路を壊さずに水を流すことは地元からの要望でもありました。
議長	合流する既設の水路は底張りコンクリートはしてありますか。
業者	底張りコンクリートをしてありました。
議長	今回の申請地の東側には田んぼが残りますが、これまで減反で水田としての利用はされてこなかった訳ですが、共同住宅が建った後のこととは考えておられるのですか。
業者	田んぼの所有者に確認が必要だと思い、所有者の方と耕作者の方、お二人に同席をいたしまして、共同住宅建設に関して説明をいたしました。そのときに、取水口は北側と南側にあるので、西側からは必要は無いと言われました。
9番委員	申請地の東側には農地が多数あって、隣接の所有者と耕作者各一人の同意を取るだけで良いのでしょうか。決まりではないかも知れないけれども、他の方にも説明し、同意を取る必要があったのではないかでしょうか。
業者	他の方からの同意は取っていません。
7番委員	水路の末端は確認されていますか。共同住宅の排水を流す水路の経路や最終的に流れしていく先は確認されていますか。
業者	すみません。その確認はしていません。
7番委員	合併浄化槽で処理した水であっても結局は汚水ですから、それを流せば何処に流れますか。

	行って、影響が出るのか出ないのかを確認する必要があると思います。
1番委員	それとこれだけの面積を宅地化するのですから、大雨の時の水量もこれまでとは比べられないくらいに増えると思いますので、水路の末端の行き先と大きさを確認しておく必要があると思います。
9番委員	そうですね。これまで雨水は分散して流れていたのが、1箇所に集水することになりますから、末端の水路は確認する必要があると思います。 今回申請地の東側には里道があつたので、隣接耕作者の同意は取らなくて良いという事務局の判断であるなか、一部の同意を取られていたようですが、我々農業委員としましては農地全体のことを考えていかねばなりませんから、もう少し整理をした方が良いと思います。
8番委員	今回、住民への説明会はされていますか。
業者	いいえ。していないです。
9番委員	申請内容をもっと把握するために、1ヶ月先に延ばせば支障が出ますか。
業者	着工と完成を決めて動いていました。着工については8月と決めていたのですが。
9番委員	水路の流れる先の確認はするとして、東側の農地が遊休化していたことが気になるっているところです。東側の農地の所有者の方達からの要望を聞いて進められるのであれば、問題は起こらないと思います。
議長	他に質問はありませんか。 共同住宅でこれだけを宅地化されたら、大雨のときは一気に水が流れると思います。申請地は盛土されますから、心配はないのでしょうか、既設水路の下流側の高さがあまりありませんでしたから、溢れて農地に水が入っていくことが心配されます。後になってから、許可を出した農業委員会が批判されるのはあってはいけません。下流側の農地を守るための組織でなければいけません。転用を進めるための委員会ではありませんから、よろしくご協力をお願いします。必要とあらば水路の改良もお願いします。
	(業者、退室)
議長	担当の7番委員さん、東側の農地の所有者にこの後の利用について尋ねてみてもらえませんか。 それでは、第127号議案の2番について採決します。賛成される方の挙手を求めます。
	(賛成多数)
議長	賛成は全員ではありませんが、多数であるため許可相当として、県へ送ります。なお、賛成でない委員にも、条件付ならば賛成ということでおろしいでしょうか。 (はいと言う声あり。) 以上をもちまして、本日提案された議題審議を終わります。
	(午後4時35分終了)

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、  
ここに署名委員とともに署名する。

平成30年 7月 2日

鹿島市農業委員会

会 長

(印)

7番委員

(印)

8番委員

(印)

事務局長

(印)